

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成２８年１０月１０日付で提起した「乳幼児・義務教育就学児医療費助成制度の受給資格の消滅決定」に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第１ 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第２ 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成２８年９月２７日、清瀬市長が請求人に対して行った、乳幼児・義務教育就学児医療費助成制度（以下「本件助成制度」という。）の受給資格の消滅決定（以下「本件処分」という。）の取り消しを求めるものである。

第３ 請求人の主張の要旨

本件助成制度の受給資格の審査をするにあたり、「単身赴任手当」及び「帰省手当」は、審査対象となる請求人の所得に含めて審査すべきではない。

そして、これらを請求人の所得に含めずに審査すれば、本件助成制度につき請求人の受給資格は消滅しないものであるから、本件処分は取り消されるべきである。

第４ 審理員意見書の結論

本件助成制度の受給資格審査にあたり、「単身赴任手当」及び「帰省手当」を審査対象となる所得に含めない取り扱いはできない。そして、かかる前提に立てば、請求人は、本件助成制度の受給資格にかかる所得額の制限を超過する所得を得ているのであるから、本件処分は妥当な処分である。

第５ 審査審議の経過

審査会は、本件諮問につき、以下のように審査をした。

年 月 日	審 議 経 過
平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日	諮問・審議（第 1 回）
平成 2 9 年 2 月 8 日	審議（第 2 回）
平成 2 9 年 3 月 1 7 日	審議（第 3 回）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員の意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

本件助成制度は、「清瀬市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例」（以下「条例」という。）及び「清瀬市義務教育就学児の医療の助成に関する条例施行規則」（以下「施行規則」という。）に基づき運営されている。

条例第 3 条第 1 項において、本件助成制度の対象者は、清瀬市の区域内に住所を有する児童を養育している者と規定されているが、条例第 4 条は、第 3 条による対象者に該当する者であっても、その所得が施行規則において定める金額以上である場合には対象者とはしないものとする。

そして、施行規則第 7 条においては、本件助成制度の受給資格の審査にあたっては、地方税法 3 1 3 条 1 項に規定する総所得金額その他の所得を審査の対象とするものとしているところ、所得税法所定の「給与所得」、すなわち俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得はこの総所得金額に該当する所得である（所得税法 2 2 条 2 項、同 2 8 条 1 項）。

2 請求人は、自身が単身赴任をするにあたり勤務先より支給されている「単身赴任手当」及び「帰省手当」は、「通常なら支給されない手当」であるとし、これらを本件助成制度の資格審査にあたって、審査対象となる所得として取り扱うことは不当であると主張する。

すなわち、請求人は、「単身赴任手当」及び「帰省手当」相当額は、本件助成制度の資格審査にあたり審査対象となる所得から除外すべきものであり、これらを除外した請求人の所得は、条例及び施行規則において定められた金額を超えないものであるから、本件助成制度にかかる受給資格を請求人

が有するというのである。

請求人の上記主張について検討するにあたっては、「単身赴任手当」及び「帰省手当」が審査対象となる所得に該当するか否かが問題となるが、上記「単身赴任手当」及び「帰省手当」は、いずれも地方税法 3 1 3 条 1 項に規定されている総所得金額に該当するものと解すべきである。

また、条例ないし施行規則には、本件助成制度の受給資格の審査にあたり、「単身赴任手当」及び「帰省手当」を審査の対象となる所得額から除外する旨を定めた規定は存在しない。

したがって、本件助成制度の受給資格の審査にあたり、「単身赴任手当」及び「帰省手当」を請求人の所得額に含めて計算し、受給資格を審査した本件処分に違法または不当な点はない。

よって、「単身赴任手当」及び「帰省手当」を、本件助成制度の受給資格の審査にあたり、審査対象となる請求人の所得に含めて審査すべきではないとの請求人の主張は、これらが実質的に請求人の可処分所得を増加させるものとはいいがたい面があることから、傾聴に値するものであるが、上記に検討のとおり、条例、施行規則の下ではこれを認めることはできず、請求人の主張には理由はないといわざるをえない。

3 請求人の主張以外の違法性または不当性の検討

その他、本件処分に違法または不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、本件処分の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上